



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県例規集掲載事項)

○ 規則

*75 和歌山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則
(都市政策課)

○ 告示

1427 生活保護法による指定医療機関の廃止
(福祉保健総務課)

1428 " (")

1429 " (")

1430 生活保護法による医療機関の指定
(")

1431 " (")

1432 " (")

1433 " (")

1434 生活保護法による指定医療機関の変更
(")

1435 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関
の指定 (障害福祉課)

1436 " (")

1437 平成20年度防蝕装置性能調査業務委託に係る一般
競争入札に参加する者に必要な資格等 (公営企業課)

1438 肥料取締法による肥料の登録有効期間の更新
(果樹園芸課)

1439 平成20年度紀南発信いつどこナビ広報冊子作成業
務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等
(道路政策課)

1440 道路の区域変更 (道路保全課)

1441 新道路の供用開始等 (")

1442 道路の区域変更 (")

1443 新道路の供用開始等 (")

1444 道路の区域変更 (")

1445 新道路の供用開始等 (")

1446 道路の位置の指定 (都市政策課)

○ 公告

入札公告 (公営企業課)

平成20年度職業訓練指導員試験の合格者 (労働政策課)

入札公告 (道路政策課)

規 則

和歌山県規則第75号

和歌山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次

のように定める。

平成20年11月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則
和歌山県建築基準法施行細則(昭和47年和歌山県規則第
98号)の一部を次のように改正する。

別記第4号様式及び別記第5号様式中「第24条の6」を
「第24条の8」に改める。

附 則

1 この規則は、平成20年11月28日から施行する。

2 この規則による改正前の和歌山県建築基準法施行細則
に定める様式による用紙は、当分の間、所要の補正をし
てなお使用することができる。

告 示

和歌山県告示第1427号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中
国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の
支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規
定においてその例によるものとされる場合を含む。)によ
り指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のと
おり告示する。

平成20年11月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
橋医 82-17	医療法人南労会紀 和クリニック	橋本市神野々1103	平成 20.9.30

和歌山県告示第1428号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中
国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の
支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規
定においてその例によるものとされる場合を含む。)によ
り指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のと
おり告示する。

平成20年11月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
橋薬 37-19	スズラン薬局橋本 店	橋本市高野口町名古曾 916番地の4	平成 20.8.31

和歌山県告示第1429号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成20年11月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
伊薬 18-11	スズラン薬局九度山店	伊都郡九度山町九度山788-4 メゾンブラク ミン1階	平成 20.8.31

和歌山県告示第1430号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成20年11月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
橋医 95-20	医療法人南労会紀和クリニック	橋本市岸上23番地の1	平成 20.10.1

和歌山県告示第1431号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成20年11月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
橋薬 41-20	スズラン薬局橋本店	橋本市高野口町名古曾916番地の4	平成 20.9.1

和歌山県告示第1432号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により

医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成20年11月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
有市薬 26-20	アーク薬局	有田市古江見字西坪180-4	平成 20.11.1

和歌山県告示第1433号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成20年11月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
伊薬 31-20	スズラン薬局九度山店	伊都郡九度山町九度山788-4 メゾンブラク ミン1階	平成 20.9.1

和歌山県告示第1434号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成20年11月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	変 更 事 項 (名 称)		所 在 地	変 更 年月日
	旧	新		
那病 3-45	社会福祉法人和歌山つくし会岩出療育園	社会福祉法人和歌山つくし会つくし医療・福祉センター	岩出市中迫665	平成 20.4.1

和歌山県告示第1435号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき公示する。

平成20年11月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
		心臓脈管外科に關す		平成

公立那賀病院	紀の川市打田1282	る医療	藤原節子	20.11.1
--------	------------	-----	------	---------

和歌山県告示第1436号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき

公示する。

平成20年11月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
アーク薬局	有田市古江見字西坪180-4	-	川田歳夫	平成 20.11.1

和歌山県告示第1437号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、平成20年度防蝕装置性能調査業務委託に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成20年11月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 競争入札に付する業務の名称等

(1) 業務の名称

平成20年度防蝕装置性能調査業務

(2) 業務の内容等

設計図書による。

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加する資格を有する者は、平成20年11月14日（金）現在において、次に掲げる要件のいずれについても満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。

(3) 和歌山県が行う競争入札に関する参加を停止されていない者であること。

(4) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。

(5) 平成10年4月1日以降に元請けとして国又は地方公共団体発注の防蝕装置性能調査業務の実績（実施中のものは除く。）を有する者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 営業概要書

ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない登記事項証明書

エ 印鑑証明書

オ 使用印鑑届

カ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの（和歌山県税が課税されていない者で、県外に主たる営業所を有する者にあつては、主たる営業所の所在地のある都道府県の納税証明書）

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 和歌山県が課する県税全税目

(ウ) 個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する市町村民税

(エ) 法人市町村民税（営業所又は支店の長に県との取引を委任する法人にあっては、当該営業所又は支店の所在する市町村が課する法人市町村民税）

ク 誓約書

ケ 2の(5)に掲げる業務に係る契約書の写し

コ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

(2) (1) のア、イ、オ、ク及びコに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、設計図書及びこれらの用紙は、平成20年11月14日（金）から平成20年11月28日（金）までの和歌山県の休日（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成20年11月28日（金）までの間に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局公営企業課に対して電話又は書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間

3の(1)に掲げる申請書類は、平成20年11月14日（金）から平成20年11月28日（金）までの休日を除く日の午前9時から午後5時までの間、5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布及び受付場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局公営企業課
 和歌山市小松原通一丁目1番地
 和歌山県庁北別館6階
 郵便番号 640-8585
 電話番号 073-441-3338（直通）
 ファクシミリ番号 073-433-1992

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成20年12月4日（木）までに通知する。

7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。
 (2) (1)の説明は、平成20年12月9日（火）までに書面により求めるものとする。

- (3) (2)の書面は、持参又は配達記録郵便により提出するものとする。
 (4) 説明に対する回答については、平成20年12月12日（金）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
 (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第1438号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成20年11月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
和歌山県第779号	副産植物質肥料	副産植物質肥料432号	窒素全量4.0 りん酸全量3.0 加里全量2.0	該当なし	清和肥料工業株式会社 大阪府大阪市中央区備後町四丁目3番4号	平成26年10月31日

和歌山県告示第1439号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、平成20年度紀南発信いつどこナビ広報冊子作成業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成20年11月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

- (1) 業務の名称
 平成20年度紀南発信いつどこナビ広報冊子作成業務
 (2) 契約期間
 契約締結日から平成21年2月27日（金）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

- この一般競争入札に参加することができる者は、平成20年12月4日（木）現在において、次の要件を満たしている者とする。
 (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。
 (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格が停止されていない者であること。
 (4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。
 (5) 役員（個人にあってはその者）に暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者

がないこと。

- (6) 平成10年度以降に元請として、国等、都道府県、又は市町村が発注した、和歌山県内における観光情報や地域情報に関して日本語及び外国語による解説が記載されたパンフレットを作成した実績（実施中のものを除く。）を有すること。
 (7) 和歌山県内に本店又は支店、営業所等を有すること。

3 資格審査申請書及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類等は、次のとおりとする。
 ア 競争入札資格審査申請書
 イ 業務実績調書
 ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書
 エ 印鑑証明書
 オ 使用印鑑届
 カ 直近2年分の事業年度の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
 キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの
 (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 (イ) 和歌山県が課する県税全税目
 (ウ) 直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあっては、直近1年度分の市町村民税）
 ク 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
 ケ 2の(7)に掲げる支店、営業所等の存在等を証明

する書類

なお、和歌山県の競争入札参加資格に登録されている者は、当該資格登録を受けていることを証する書面の写しを添付することにより、ウからキに掲げる書類を省略することができる。

- (2) (1) のア、イ、オ及びクに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成20年11月14日(金)から平成20年12月3日(水)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時までの間に(正午から午後零時45分までの間を除く。)、5に掲げる場所で配布を行う。
- (3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成20年11月25日(火)午後4時までの間に和歌山県県土整備部道路局道路政策課に対して書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

4 資格審査申請書類の提出

ファクシミリ又は電話により提出の指示をされた者は、指示された日から起算して原則として2日以内(休日を含まない。)に提出するものとする。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1
和歌山県県土整備部道路局道路政策課
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-3092
ファクシミリ番号 073-441-3017

6 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求められることができる。
- (2) (1) の説明は、当該通知が到達した日の翌日から起算して10日以内(休日を含まない。)に書面により求めるものとする。
- (3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) (2) の書面の提出は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第1440号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年11月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 168号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
新宮市南松杖字尼嶋641番1地先から同市南松杖字茶山コケ644番1地先まで	旧	12.00 } 31.60	509.92	
同上	新	12.00 } 31.60	509.92	
同上	新	12.50 } 31.30	497.34	

和歌山県告示第1441号

平成20年和歌山県告示第1440号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年11月14日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年11月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1442号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年11月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
有田郡有田川町長谷川字芝原914番1地先から同町長谷川字岡前691番1地先まで	旧	5.80 } 11.15	353.00	込谷橋 L=5.40
同上	旧	13.15 } 20.20	340.00	久保橋 L=22.50 岡前橋 L=26.50
同上	新	13.15 } 20.20	340.00	久保橋 L=22.50 岡前橋 L=26.50

和歌山県告示第1443号

平成20年和歌山県告示第1442号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成20年11月14日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年11月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1444号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年11月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 山田岸上線

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長	備 考
		メートル		
橋本市吉原字下平890番1地先から同市吉原字中尾942番地先まで	旧	3.93 } 5.64	171.10	
同上	新	8.60 } 16.59	160.10	

和歌山県告示第1445号

平成20年和歌山県告示第1444号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成20年11月14日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年11月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1446号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成20年11月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者 住所氏名	指定年月日	道 路	
				幅員	延長
				メートル	メートル
3024	田辺市新庄町字成川546-1内一部、546-17、546-5内一部	田辺市新庄町1877番地株式会社大要代表取締役鈴木健司	平成20.11.4	6.00	60.08

公 告

入 札 公 告

防蝕装置性能調査業務委託について、次のとおり一般競争入札（以下「競争入札」という。）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年11月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 競争入札に付する委託業務の概要
 - (1) 事業年度及び業務番号
平成20年度有1第7号・有3第7号・紀2第6号
 - (2) 業務の名称
防蝕装置性能調査業務
 - (3) 業務の仕様等
設計図書による。
 - (4) 業務の場所
和歌山市地内、海南市地内、有田市地内
 - (5) 業務期間
平成21年3月17日まで
 - (6) 予定価格 1,059,450円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
平成20年和歌山県告示第1437号に規定する平成20年度防蝕装置性能調査業務に係る競争入札参加資格を有すること。
- 3 契約条項等を示す場所及び期間
 - (1) 場所
 - ア 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁北別館6階
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局公営企業課
 - イ 海南市南赤坂19
和歌山県工業用水道管理センター
 - (2) 期間
平成20年11月14日（金）から平成20年11月28日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで
 - (3) 契約条項等に関する問い合わせ先
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局公営企業課
電話番号 073-441-3338（直通）
ファクシミリ番号 073-433-1992
- 4 設計図書等を閲覧する場所及び期間等
 - (1) 場所
3の（1）に同じ。

<p>(2) 期間 3の(2)に同じ。</p> <p>(3) 入札参加者は、(1)に示す場所で設計図書等の貸出を申し出ることができる。なお、貸出を申し出ることができる者は、入札に参加する資格を有する者に限り、また、設計図書等は貸出を受けた日の翌日までに返却しなければならない。</p> <p>5 競争入札執行の場所及び日時等</p> <p>(1) 競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。</p> <p>ア 入札場所 海南市南赤坂19 海南工事事務所2階入札室</p> <p>イ 入札日時 平成20年12月15日(月)午前10時30分から</p> <p>ウ 開札場所 アに同じ。</p> <p>エ 開札日時 イに同じ。</p> <p>(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。</p> <p>6 入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>7 入札保証金に関する事項</p> <p>(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。</p> <p>(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後に還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。</p> <p>(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。</p> <p>8 契約保証金に関する事項</p> <p>(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。</p> <p>(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条まで</p>	<p>の規定の定めるところによる。</p> <p>9 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。 なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。</p> <p>10 入札執行方法の細目</p> <p>(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。</p> <p>(2) この入札の開札には、和歌山県商工観光労働部商工労働政策局公営企業課の職員が立ち会うものとする。</p> <p>(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。</p> <p>(4) 落札者となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県商工観光労働部商工労働政策局公営企業課の職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>(5) 入札執行回数は1回とし、再度の入札は行わない。</p> <p>11 契約書の要否 要</p> <p>12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否 否</p> <p>13 その他</p> <p>(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。</p> <p>ア 名称 和歌山県商工観光労働部商工労働政策局公営企業課</p> <p>イ 所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁北別館6階 郵便番号 640-8585 電話番号 073-441-3338(直通) ファクシミリ番号 073-433-1992</p> <p>(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。</p>
<p>公 告</p> <p>平成20年度職業訓練指導員試験合格者は、次のとおりで</p>	

ある。

平成20年11月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

受験番号

2001 2002 2003 2004 2005 2006 2009 2010 2011
2012 2013 2014

入札公告

平成20年度紀南発信いっどこナビ広報冊子作成業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年11月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度及び事業番号 平成20年度きユ地情第3号
- (2) 業務の名称 紀南発信いっどこナビ広報冊子作成業務
- (3) 業務の内容 仕様書による。
- (4) 業務の期間 契約締結日から平成21年2月27日（金）まで

(5) 予定価格 2,394,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(6) 支払条件 前払金：無
部分払：無

2 一般競争入札参加者の資格に関する事項

平成20年和歌山県告示第1439号に規定する競争入札参加資格を有すること。

なお、本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、当該審査に係る事前の手續等は要しない。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1
和歌山県県土整備部道路局道路政策課

(2) 日時

平成20年11月14日（金）から平成20年12月3日（水）までの間の和歌山県の休日（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時まで（正午から午後零時45分までの間を除く。）

4 仕様書を交付する場所及び日時等

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 日時

3の(2)に同じ。

(3) (1)及び(2)の規定により交付する仕様書に対して質問のある者は、平成20年11月25日（火）までに和歌山県県土整備部道路局道路政策課に対して書面等（ファク

シミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明書を交付する場所及び日時

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 日時

3の(2)に同じ。

6 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県民文化会館 405号室

イ 入札日時

平成20年12月4日（木）午前10時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県県土整備部道路局道路政策課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込み、入札参加資格を有すると確認された者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある

ときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県県土整備部道路局道路政策課の職員にくじを引かせるものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

和歌山県県土整備部道路局道路政策課

(2) 所在地

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3092

ファクシミリ番号 073-441-3107

(3) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。